

京都市告示第 13 号

地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、各種証明書の電子申請に係る証明書の交付手数料の代理納付事務を委託します。

令和 3 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	住所
SB ペイメントサービス株式会社 代表取締役社長 榛葉 淳	東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号

2 指定代理納付者による代理納付を認める証明書の範囲

住民票の写し、印鑑登録証明書

(文化市民局地域自治推進室)